

天童市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(平成13年3月30日規則第9号)

最終改正 令和5年9月14日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、天童市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者（以下「会派の代表者」という。）は、毎年度市長に対して、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の交付申請書に記載した事項に異動が生じたときは、会派の代表者は市長に対して、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

(交付の決定)

第3条 市長は、前条第1項の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに政務活動費の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により政務活動費の交付を決定したときは、会派の代表者に対して、政務活動費交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

(交付の請求)

第4条 会派の代表者は、前条の交付決定通知書を受けたときは、市長に対して政務活動費交付請求書（様式第4号）を提出するものとする。

(会派の解散届)

第5条 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は市長に対して、議長を経由して会派解散届（様式第5号）を提出しなければならない。

(収支報告書)

第6条 条例第8条に規定する収支報告書は、政務活動費収支報告書（様式第6号）によるものとし、当該収支報告書には政務活動費の収入及び支出に係る領収書等の証拠書類（以下「証拠書類」という。）を添付しなければならない。

2 議長は、前項の政務活動費収支報告書の提出を受けたときは、その写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理及び保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の収入及び支出に係る会計帳簿を作成するとともに、前条に規定する証拠書類を整理しなければならない。

2 前項に規定する会計帳簿及び証拠書類は、政務活動費の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年を経過する日までの間これを保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の天童市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務活動費について適用し、施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の天童市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務活動費について適用し、施行日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

天童市長 様
（議長経由）

会派名
代表者の氏名

政務活動費交付申請書

年度において、政務活動費の交付を受けたいので、天童市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派の結成年月日 年 月 日
- 3 代表者の氏名
- 4 経理責任者の氏名
- 5 所属議員数 人（ 年 月1日現在）
- 6 交付申請額 円

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

天童市長 様
（議長経由）

会派名
代表者の氏名

政務活動費交付変更申請書

年 月 日付けで申請した 年度政務活動費について、下記のとおり変更したいので、天童市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 の 氏 名			
経 理 責 任 者 の 氏 名			
所 属 議 員 数	人	人	
交 付 申 請 額	円	円	

様式第3号（第3条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（会派代表者の氏名） 様

天童市長

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度政務活動費について、下記のとおり決定したので、天童市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

交付決定額（年額） 金 円

年 月 日

天童市長 様
（議長経由）

会派名
代表者の氏名 ㊟

政務活動費交付請求書

年 月 日付け（指令第 号）で交付の決定のあった 年度政務活動費について、天童市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

- 1 請求金額（ 年 月分から 年 月分まで） 金 円
- 2 交付月の基準日における会派所属議員数 人

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

天童市長 様
（議長経由）

会派名
代表者の氏名

会派解散届

下記の会派を解散したので、天童市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定により、届け出ます。

記

1 解散した会派の名称

2 会派の解散年月日 年 月 日

年 月 日

天童市議会議長 様

会派名

代表者の氏名



政務活動費収支報告書

天童市議会政務活動費の交付に関する条例第8条及び天童市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定に基づき、下記のとおり 年度の政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入（政務活動費） 円

2 支出

（単位：円）

項 目	金 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合 計		

3 残額（不用額） 円